

つがる総合病院医事業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

つがる総合病院における患者サービスの向上、医事業務の効率化及び病院経営の適正化を図るため、医事業務の円滑な運営に必須である専門的かつ高度な知識及び業務実績等の評価項目を審査することで、最も適した医事業務委託事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

つがる総合病院医事業務委託

(2) 委託業務の実施場所

青森県五所川原市字岩木町12-3 つがる西北五広域連合つがる総合病院

(3) 委託業務の内容

別紙「つがる西北五広域連合つがる総合病院委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約の翌年度以降において、本委託における予算を削減された場合または当該年度における年間予定委託料総額未済に削減された場合は、契約を変更または解除することがある。

(5) 委託経費の提案上限額

3年間総額849,546,000円（年額283,182,000円）

ただし、上記金額に消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告の日において構成市町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生または再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団ではない、かつ暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 令和5年3月31日時点の直近5年度以内に一般病床300床以上のDPC対象病院で、2年以上継続して医事業務の履行実績を有していること。

4 実施スケジュール

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 公募開始日 | 令和5年10月13日(金) |
| (2) 説明会(資料配布) | 令和5年10月26日(木) |
| (3) 質問書の受付期限 | 令和5年11月2日(木) |
| (4) 質問書の回答期限 | 令和5年11月10日(金) |
| (5) 参加申請書の受付期限 | 令和5年11月17日(金) |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年12月4日(月) |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリングの実施日 | 令和5年12月19日(火) |
| (8) 審査結果の通知 | 令和5年12月26日(火) |

5 参加申請手続き

(1) 参加申請書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申請に必要な書類を提出すること。

- ア 参加申請書(様式1)
- イ 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
- ウ 納税証明書(直近1年分)
- エ 財務諸表(直近2年分)
- オ 受託業務実績報告書(様式2)
- カ つがる西北五広域連合圏域での入札参加資格審査結果通知書
- キ 個人情報護の取扱いについてわかるもの
- ク 会社の概要がわかるもの(パンフレット等)

(2) 提出期間

公募開始日から令和5年11月17日(金)までの午前8時15分から午後5時まで。(土、日及び祝日は除く。)

(3) 提出先

つがる西北五広域連合つがる総合病院医事課

(4) 提出方法

持参または郵送。

(郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。)

(5) 参加資格の確認等

上記3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年11月24日(金)までに参加資格要件確認結果通知書(様式3)を電子メールにより通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

6 説明会の実施

参加申請書に開催を希望する申し出がある場合に限り実施する。なお、説明会は自由参加とし、参加の有無は審査には一切影響がないものとする。

(1) 開催日時

令和5年10月26日(木) 14時30分から30分程度

(2) 開催場所

つがる総合病院 3階 会議室1

- (3) 参加人数
各事業所概ね3名まで

7 質問書の受付と回答

実施要項、参加申請書及び企画提案書について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話や口頭による質問は受け付けないものとする。

- (1) 質問書
様式5のとおり
- (2) 受付期間
公募開始日から令和5年11月2日（木）午後5時まで
- (3) 提出先
つがる西北五広域連合つがる総合病院医事課
- (4) 提出方法
FAXまたは電子メールにより提出すること。
- (5) 回答方法
質問書受付後、回答が出来次第、質問書の提出者宛てにFAXまたは電子メールにて回答する。ただし、最終回答期限は令和5年11月10日（金）とする。

8 企画提案書の提出

参加希望者は、次のとおり提案書を作成し、企画提案書（様式4）を添えて提出するものとする。

- (1) 提案内容
提案書には、次の事項について記載すること。
 - ア 企業のプロフィール
企業理念、経営状況、業務受託実績について
 - イ 業務体制
組織と人員体制、業務環境、指揮命令系統と連絡体制、法令の順守について
 - ウ 業務内容
患者サービス、診療報酬請求、業務の引継ぎについて
 - エ 従業員管理
教育研修体制、健康管理体制について
 - オ 見積額
- (2) 作成上の注意事項
 - ア 用紙サイズはA4版とし、文字サイズは10ポイント以上とすること。
 - イ 「（別紙）評価基準項目及び配点表」の評価の着眼点を参考に、上記(1)の内容を盛り込んで作成すること。
- (3) 提出方法等
 - ア 提出期限
令和5年12月4日（月）午後5時まで
 - イ 提出先
つがる西北五広域連合つがる総合病院医事課

ウ 提出方法

持参または郵送。

(郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。)

エ 提出部数

企画提案書(様式4) 1部、提案書11部(正本1部、副本(写)10部)

(5) 書面審査の実施

4社以上の企画提案書の提出があった場合は事前に書面審査を行う。企画提案書に記載された内容について、評価した結果、上位3社を限度としてプレゼンテーション審査を行う。

(6) その他

ア 企画提案書等の著作権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 広域連合は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、つがる総合病院医事業務委託公募型プロポーザル審査委員会を設置する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション・ヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を次のとおり行う。なお、企画提案者が4社以上の場合は、企画提案書の書類審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を行う。

ア 実施方法

- ① 1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は説明20分、質疑20分の計40分とする。
- ② 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ③ プレゼンテーション等で使用する資料には、提案者が推測されることがないように配慮する。
- ④ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- ⑤ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

- ⑥ プレゼンテーション等で使用する機材について、貸出可能なものは次のとおりとする。なお、不足な機材の調達、当日の準備作業は、参加者自ら行うこととする。

[貸出機材一覧]

プロジェクター、スクリーン、マイク、プロジェクター接続ケーブル、マイクスタンド

イ 実施日時及び場所

上記5で示した、参加資格要件確認結果通知書により通知する。なお、プレゼンテーション等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

ア 企業の評価

イ 業務体制の評価

ウ 業務内容の評価

エ 従業員管理の評価

オ 見積額の評価

(4) 候補者の特定方法

審査委員会において、(3)の審査及び評価により各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を審査委員会の合議の上、候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2社以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。企画提案者が1社の場合は、評価点の総点数が最低基準点に満たなかった場合は候補者として特定しない。

1 1 審査結果の通知

- (1) 候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全社に対し、次の事項を審査結果通知書（様式5）により通知するものとする。

ア 候補者

イ 提案者全社の名称及び評価点

ウ 候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面により管理者に対し説明を求めることができる。

1 2 審査結果の公表

候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 候補者

- (2) 提案者全者の評価点（参加者名称は公表しない。）

- (3) 候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

1 3 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額の納付を要する。ただし、つがる西北五広域連合病院事業契約事務規程の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月後払いとする。

1 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 広域連合は提出された企画提案書等について、つがる西北五広域連合情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

1 5 担当

つがる西北五広域連合つがる総合病院医事課 担当 大久保

〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3

電話 0173-35-3111 (内線2210)

FAX 0173-35-1040

E-mail ijika@city.goshogawara.lg.jp

(別紙) 評価基準項目及び配点表

評価基準項目は、企業の評価 3 項目 (配点20点)、業務体制の評価 4 項目 (配点30点)、業務内容の評価 3 項目 (配点25点)、従業員管理の評価 2 項目 (配点10点)、見積額の評価 1 項目 (配点15点) の計13項目 (配点合計100点) とします。

評価基準項目	配点	評価の着眼点
1 企業の評価	20 点	
① 企業理念	5 点	医事業務に対する基本的な考え方や理念が、当院の委託内容に合致しているか
② 経営状況	5 点	従業員数、資本金額、支店数、直近の決算状況等から企業としての安定性が伺えるか
③ 業務受託実績	10 点	医療機能、病床数、DPC 導入などを鑑み、病院業務を運用するための十分な実績があるか。
2 業務体制の評価	30 点	
① 組織と人員体制	10 点	統括責任者の実績や経歴は十分か。従事者の配置数は経験や有資格を考慮し、適切かつ効率的か。
② 業務環境	5 点	査定率などの業務目標値を設定し管理出来ているか。業務マニュアルが整備され、人員の入れ替わりが円滑に行える体制か。
③ 指揮命令系統と連絡体制	5 点	本社と統括責任者の権限や責任が明確であるか。現場と本社の連絡体制は十分か。
④ 法令の順守	10 点	個人情報の保護、情報セキュリティの取り組みが十分に整備されているか。
3 業務内容の評価	25 点	
① 患者サービス	10 点	従業員の接遇、苦情対応の向上に関する取り組みや体制は構築されているか。
② 診療報酬請求	10 点	査定減や返戻の取り組みは具体的に示されているか。診療報酬改定時の対応を適切に行える体制か。
③ 業務の引継ぎ	5 点	選定後の受託準備 (現行業者は引継ぎ含む) は病院業務に支障をきたすことがない、現実的な計画か。
4 従業員管理の評価	10 点	
① 教育研修体制	5 点	接遇、個人情報保護、診療報酬請求、ハラスメントなどの従業員へのスキルアップや教育研修が計画されているか。研修回数や対象者は適切な計画か。
⑤ 健康管理体制	5 点	従業員への健康診断の実施状況、インフルエンザ等の感染症予防体制があるか。
5 見積額の評価	15 点	提案内容及び仕様書に対する見積額が適正なものか。
合 計	100 点	